保険医療機関における掲示事項

◆機能強化加算

かかりつけ医機能を有する医療機関として、以下の取り組みを行っています。

他の医療機関の受診状況、処方内容を把握したうえで服薬管理を行います。

健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じています。

介護・保健・福祉サービスに関する相談に応じています。

夜間・休日の問い合わせへの対応を行っています。

必要に応じて専門医または専門医療機関への紹介を行っています。

◆明細書発行体制等加算

領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しています。 発行を希望されない方は、当院スタッフにその旨をお知らせください。

◆医療情報取得加算

オンライン資格確認を行う体制を有しています。

受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他の診療に必要な診療情報を取得、活用して診療を行います。 正確な情報を取得し、活用するためマイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

◆医療 DX 推進体制整備加算·在宅医療 DX 情報活用加算

マイナ保険証を利用できる体制を有しています。

在宅の現場では居宅同意取得型のオンライン資格確認システムを活用しています。

医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報等を閲覧し、診療に活用できる体制を有しています。 電子処方箋*1を発行する体制および電子カルテ情報共有サービス*2を活用できる体制を整えています。

※12025年3月31日※22025年9月30日までに対応する予定です

◆在宅医療情報連携加算

患者さんの同意の上、連携する医療施設、介護サービス事業者とICTツールを用いて診療情報を共有し、得た情報を活用して診療を行います。

<u>◆一般名処方加算</u>

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名 処方を行う場合があります。

◆地域包括診療料

介護支援専門員および相談支援専門員からの相談に適切に対応しています。

患者さんの状態に応じ、28 日以上の長期の投薬を行うことまたはリフィル処方箋を交付に対応しています。

◆情報通信機器を用いた診療

情報通信機器を用いた診療の初診において、向精神薬の処方は行いません。